



ユニット・従来型 = 加算型

【基本点数】

A. 介護保険給付対象サービス費（1日あたり）

	ユニット型 1人室	通常の 1人室	2人室	4人室
要介護1	802	717	793	793
要介護2	848	763	843	843
要介護3	913	828	908	908
要介護4	968	883	961	961
要介護5	1,018	932	1,012	1,012

B. 介護保険給付対象の加算点数（1日あたり）

※ 各介護度に通じます。

1. 初期加算(I)(II)	60/30 単位
入所後、30日間に限り加算されます。	
2. 安全対策体制加算	20 単位
施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に、入所時に1回加算されます。	
3. 夜勤体制加算	24 単位
厚生労働大臣が定める夜勤人員に該当する場合に加算されます。	
4. サービス提供体制強化加算(I)(II)(III)	
(I)①介護福祉士80%以上の場合	22 単位
②勤続10年以上の介護福祉士35%以上の場合	
(II)介護福祉士60%以上の場合	18 単位
(III)①介護福祉士50%以上	
②常勤職員75%以上	6 単位
③勤続7年以上の職員が30%以上	

C. 実費でご負担いただく費用（1日あたり）

※ 各介護度に通じます。

	ユニット型 1人室	通常の 1人室	2人室	4人室
食費	¥1,900	¥1,900	¥1,900	¥1,900
居住費	¥900	¥570	¥450	¥450
日用 消耗品費	¥400	¥400	¥400	¥400
教養 娯楽費	¥200	¥200	¥200	¥200
1人室料	¥2,750	¥2,500		
2人室料			¥1,700	

【1日・1ヶ月の基本料金合計はいくら？】

※ おおよその目安になります。

ご利用の状況によって異なります。

1日あたり

	ユニット型 1人室	通常の 1人室	2人室	4人室
要介護1	¥7,260	¥6,395	¥5,751	¥4,051
要介護2	¥7,306	¥6,441	¥5,801	¥4,101
要介護3	¥7,371	¥6,506	¥5,866	¥4,166
要介護4	¥7,426	¥6,561	¥5,919	¥4,219
要介護5	¥7,476	¥6,610	¥5,970	¥4,270

1ヶ月あたり

	ユニット型 1人室	通常の 1人室	2人室	4人室
要介護1	¥217,800	¥191,850	¥172,530	¥121,530
要介護2	¥219,180	¥193,230	¥174,030	¥123,030
要介護3	¥221,130	¥195,180	¥175,980	¥124,980
要介護4	¥222,780	¥196,830	¥177,570	¥126,570
要介護5	¥224,280	¥198,300	¥179,100	¥128,100

※ 地域区分 6級市 服部町 1単位=10,27円

※ この他、処遇改善加算（IもしくはII）が算定されます

※ この他、在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）が算定されます

D. その他実費でご負担いただく費用

1. 理美容代	¥2,000
施設内で理美容サービスをご利用いただいた場合。	
2. 洗濯代（1kgあたり）	¥1,000
洗濯物を委託された場合。	
3. 電気代	1日 ¥100
持込の電化製品1品/1日につきいただきます。	
4. 携帯端末充電費	1月 ¥100
携帯端末をお持ち込みの場合。3.電気代をお支払いの方を除く。	
5. 死亡診断書作成料	(税別) ¥10,000
6. 文書再発行代	(税別) ¥1,000
7. 利用証明書作成料	(税別) ¥2,000
8. エンゼルケアセット	(税込) ¥5,000~

【加算点数】 ※ 各介護度に通じます。

A. 介護保険給付対象となるもの

1. 経口移行加算	28 単位
経管にて食事摂取される方が対象です。医師の指示による栄養管理を行った場合。	
2. 経口維持加算I（1月につき）	400 単位
著しい摂食障害のある方が対象です。医師の指示による栄養管理を行った場合。	
3. 経口維持加算II（1月につき）	100 単位
摂食障害のある方が対象です。医師の指示による栄養管理を行った場合。	
4. 療養食加算（1食につき）	6 単位
医師の指示による療養食を提供した場合。1日3回まで算定します。	
5. 排泄支援加算(I)/(II)/(III)（1月につき）	10/15/20 単位
医師又は医師と連携した看護師が要介護度の軽減の見込みについて評価し、介護支援専門と共同して支援計画の作成・実施を行った場合。	
6. 褥瘡マネジメント加算(I)/(II)（1月につき）	3/13 単位
褥瘡の発生に係るリスクについて、入所時及び3ヶ月に1回評価します。リスクがある方について褥瘡ケア計画書の作成と実施・見直しを行います。	
7. 科学的介護推進体制加算(I)/(II)（1月につき）	40/60 単位
利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症その他の情報を厚生労働省に提出する場合。(II)では、加えて疾病の状況や服薬情報も提供します。	
8. 栄養マネジメント強化加算（1日につき）	11 単位
管理栄養士を必要とされる人員以上配置し、かつ低栄養状態のリスクが高い利用者に対して栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整などを実施した場合。	
9. 自立支援推進加算（1月につき）	300 単位
医師が入所者ごとに必要な医学的評価を入所時に行うとともに、6ヶ月に1回以上見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定を行った場合。	
10. リハビリテーションマネジメント計画情報加算(I)/(II)（1月につき）	53/33 単位
多職種が共同し、作成したリハビリテーション実施計画を入所者またはその家族に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理している場合。	
11. 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)/(II)（1日につき）	240/120 単位
認知症であると医師が判断した方に、医師の指示の下個別のリハビリテーションを実施した場合に最大3ヵ月間算定されます。	
12. 短期集中リハビリテーション実施加算(I)/(II)（1日につき）	258/240 単位
医師の指示〜リハビリ実施計画を策定・実施します。計画に同意をいただいた日から3ヶ月間算定されます。	
13. 生産性向上推進体制加算(I)/(II)（1月につき）	100/10 単位
介護ロボットやICTの導入、業務改善委員会の設置などが条件で算定できます。	

B. 介護保険給付対象となるもの（日数に制限あり）

1. 所定疾患施設療養費(I)	239 単位
肺炎、尿路感染、带状疱疹又は蜂窩織炎について、投薬、検査、注射、処置を行った場合。1月に1回10日を限度に算定されます。	
2. 所定疾患施設療養費(II)	480 単位
所定疾患施設療養費(I)の要件に加え、所定の研修を終えた医師が診断に至った根拠を記載している場合。	
3. 緊急時治療管理	518 単位
利用者の心身状態が重篤となった場合の救急医療行為です。ひと月に1回、3日を限度として算定されます。	
4. 口腔衛生管理加算(I)/(II)	90/110 単位
歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、利用者に対して口腔ケアを実施し、口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導をした場合。	
5. 外泊時費用	362 単位
施設外泊をした場合、基本料金にかえて算定。月に6日を限度として算定されます。	
6. 入所前後訪問指導加算(I)/(II)	450/480 単位
居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定と診療方針を決定した場合に算定します。	
7. 試行的退所時指導加算	400 単位
居宅等に試行的に退所する場合において、入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合。	
8. 退所時情報提供加算(I)/(II)	500/250 単位
退所後の主治の医師に対して、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合。	
9. 入退所前連携加算(I)/(II)	400/600 単位
退所後の担当居宅介護支援事業者等へ、入所中の療養情報を提供し、退所後の介護サービス利用について連携して調整を行った場合。	
10. かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)イ・ロ/(II)/(III)	140/70/240/100 単位
入所中に服用薬剤の総合的な評価を行い、入退所時の処方内容の変更について退所後のかかりつけ医に情報提供を行っている場合。	
11. 退所時栄養情報連携加算	70 単位
退所先の医療機関などに対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する。1月につき1回を限度として算定されます。	
12. 老人訪問看護指示加算	300 単位
医師が、退所後に訪問看護が必要と認め、訪問看護事業所に指示書を交付する場合。	

※ 利用者本人の収入状況により、利用料が減額となる場合があります。

※ 介護保険の改定等により、保険の10%負担分が変わることがあります。

※ その他、物価等の変動により、実費負担分が変わることがあります。

※ 個人情報保護法の趣旨に沿って、法人規定によりご利用者及びご家族の個人情報は守られます。

※ 介護についての相談及び施設見学については、随時受け付けておりますのでお気軽に声をおかけください。

※ 上記以外の加算もごさいます。詳細は相談科までお問い合わせください。